**みなのの森林整備事業補助金について**

**１趣旨**

　森林所有者等による持続的な森林整備が困難な小規模な森林や国や県等の補助事業に該当しない森林整備を実施する林業事業者に対して補助金を交付することにより、森林所有者が支払う費用の一部を負担します。

**２事業内容　　　令和４年度予算額：４００万円（予算の範囲内で実施します）**

（１）小規模森林整備（間伐による森林整備）

　・埼玉県地域森林計画の対象森林であること

　・施業履歴が５年以上ないこと

　・間伐率が２０～３０％であること

　・森林整備面積が０．０５㏊以上５㏊以内であること

（２）自然災害復旧森林整備（自然災害による被害木除去）

　・埼玉県地域森林計画の対象森林であること

・森林整備面積が０．０５㏊以上であること

（３）生活保全林整備（侵入竹の伐採、笹等刈り払い、枯木・倒木・不良木除去）

・森林整備面積が０．０５㏊以上であること

・住民の生活保全上重要であると認める森林（倒木や竹等を含む）で、林縁からの奥行きが概ね２０ｍ以内の連続した森林であること

**３補助対象者**

〇埼玉県意欲と能力のある林業経営体

〇埼玉県意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体

〇自伐型林業者、自伐林家

**４補助額**

〇各事業で定める補助金額と精算額を比較して低い方の額とします。

**５申請について**

〇森林所有者から委託を受けた林業事業者等が行います。

**６申請の流れ**

**①整備依頼　　　　 　　②補助金申請**

**所有者　　　　　　　　　事業実施者　　　　　　　　　町**

**③整備実施　　　　　　 ④補助金交付**